

事業所名	社会福祉法人あさひ会 居宅介護支援事業所 ファミール	
事業の種類	居宅介護支援	介護保険事業所番号 1770300059
事業所の所在地	石川県小松市安宅町ル1番地8	
管理者	管理者	
連絡先	TEL 0761-24-8701 FAX 0761-24-8703	
運営方針	<p>1 介護サービスが適切に利用できるよう、利用者の選択に基づき、利用者の心身の状況、その置かれている環境に配慮し、利用する介護の種類及び内容等を定めた計画を作成するとともに、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図るものとする。</p> <p>2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、多様なサービス事業者から総合的かつ効率的な介護サービスが提供されるよう配慮するものとする。</p>	
サービス内容	<p>1 居宅サービス計画の作成</p> <p>2 指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整</p> <p>3 介護保険施設への入所にむけた相談等</p> <p>4 要介護認定調査、申請に係る支援</p>	
営業日及び営業時間	<p>営業日：月曜日～金曜日 (祝祭日及び12月31日から1月3日までを除く)</p> <p>営業時間：午前8時30分～午後5時30分</p> <p>※上記営業日、営業時間外でも対応可</p>	
通常の実施地域	小松市及び能美市	
従業者の職種、員数	<p>管理者：常勤であり介護支援専門員である者 1名</p> <p>介護支援専門員：利用者44名またはその端数を増すごとに1名</p>	
緊急時・事故発生時の対応方法	<p>1 居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。</p>	

利用料	<p>1 利用料</p> <p>※ただし、保険から全額給付されるため、自己負担はなし。</p> <p>①基本料(単位/月)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護支援費I(i) (取扱件数が45件未満)</td> <td>要介護1・2</td> <td>1,086</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護3～5</td> <td>1,411</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援費I(ii) (取扱件数が45件以上 60件未満)</td> <td>要介護1・2</td> <td>544</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護3～5</td> <td>704</td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援費I(iii) (取扱件数が60件以上)</td> <td>要介護1・2</td> <td>326</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護3～5</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table> <p>②加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回加算(新規利用、介護度2段階以上の変更)：300単位 ・退院・退所加算：I(イ) 450単位～III 900単位 ・入院時情報連携加算：I 250単位～II 200単位 ・通院時情報連携加算：50単位 ・緊急居宅カンファレンス：200単位 ・特定事業所加算II：421単位 ・ターミナルケアマネジメント加算：400単位 ・看取り期におけるサービス利用前の相談調整等に係る評価：基本報酬を算定 <p>③減算</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業所集中減算：200単位 運営基準減算：50%の減算 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント：所定単位数の95% 		区分	利用料		居宅介護支援費I(i) (取扱件数が45件未満)	要介護1・2	1,086		要介護3～5	1,411	居宅介護支援費I(ii) (取扱件数が45件以上 60件未満)	要介護1・2	544		要介護3～5	704	居宅介護支援費I(iii) (取扱件数が60件以上)	要介護1・2	326		要介護3～5	422
区分	利用料																						
居宅介護支援費I(i) (取扱件数が45件未満)	要介護1・2	1,086																					
	要介護3～5	1,411																					
居宅介護支援費I(ii) (取扱件数が45件以上 60件未満)	要介護1・2	544																					
	要介護3～5	704																					
居宅介護支援費I(iii) (取扱件数が60件以上)	要介護1・2	326																					
	要介護3～5	422																					
苦情受付の体制	<p>1 当事業所における苦情の受付《TEL0761-24-8701》</p> <p>① 苦情解決責任者：ケアハウスファミリー施設長</p> <p>② 苦情受付担当者：居宅介護支援事業所ファミリー所長</p> <p>③ 第三者委員：社会福祉法人あさひ会 評議員</p> <p>2 当事業所以外の苦情申し立て窓口</p> <p>① 石川県福祉サービス運営適正化委員会 《TEL076-234-2556》</p> <p>② 石川県国民健康保険団体連合会 《TEL076-231-1110》</p> <p>③ 小松市長寿介護課 《TEL0761-24-8149》</p>																						